

第10回 住民自治推進懇話会 グループワークについて

資料2

【経緯及び目的】

前文、総則に関する素案の協議が終わり、残りの条例項目に関する協議については、懇話会委員がより自由に発言され、自治基本条例に対する理解をより深めていただくとともに、会を効率よく進めていく事を目的に3分野に分けての小グループによる作業としたい。

【素案策定までの予定】

- (1) 懇話会委員の方々に3グループ(分野)に分かれていただき、それぞれ受け持つ分野に関する条例項目について、委員の方々個々より意見を提出していただきます。
・様式により事務局へ提出していただきます。 ◎提出期限:11月14日(水)
- (2) 素案策定委員会にて懇話会委員の方々の意見を集約し仮の素案(叩き台)を作成します。
・11/20(火) 11/26(月)に素案策定委員会を開催を予定しています。
- (3) 素案策定委員会の素案(叩き台)をもとにグループごとに内容を協議し、各グループによる案をまとめていただきます。
・様式により事務局へ提出していただきます。 ◎提出期限:12月14日(金)
- (4) 懇話会において全体協議を行います。

【グループでの作業の進め方】

- (1) 全体説明(素案策定委員会:興膳委員)
- (2) グループに分かれての作業
- (3) 持ち帰って行っていただく項目に関する意見提出作業についての確認

(2)の具体的方法

- ・各グループの素案策定委員より、これからの作業について説明を行います。
- ・参考資料「自治基本条例に関するおもな規定内容について」の説明
 - ①参考資料内「項目」の説明
 - ②参考資料内「項目の主な内容」についての説明
 - ③参考資料内「他自治体例」についての説明
 - ④記入様式「自治基本条例の規定内容について」の説明
- ・自治基本条例の項目に関する意見交換を行う。(各グループの職員研究会の方に記録をお願いします)

【配布資料】

- ・記入様式「自治基本条例の規定内容について」
- ・参考資料「自治基本条例に関するおもな規定内容について」
- ・参考資料「豊田市まちづくり基本条例の考え方」

条例に関する解説書。素案策定委員会において項目の内容等の研究等に参考資料として使用したため。